

【令和元年度】

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る随意契約の結果

契約に係る物品 又は役務の名称、数量等	契約を締結した日	契約の相手方の氏名 又は名称	契約金額	契約の相手方とした理由	担当課室所名
増田庁舎 暖房用ボイラー運転業務	令和元年11月11日	(公社)秋田県シルバー人材センター 連合会	1時間当たり1,320 円	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に規定する団体等であるため	まちづくり推進部 増田地域課
増田地区多目的研修センター 暖房用ボイラー運転業務	令和元年11月11日	(公社)秋田県シルバー人材センター 連合会	1時間当たり1,320 円	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号に規定する団体等であるため	まちづくり推進部 増田地域課